

斑鳩町南服部自治会環境維持向上協定

(協定の目的)

第 1 条 斑鳩町町民憲章にある「聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土をつくります」をモットーに、南服部自治会会員の親睦・安全で安心して生活ができる環境の維持・明るく住み良い町づくりに努め、この環境を次世代に誇りを持って引き継いで行くために以下の環境維持向上協定を締結する。

(名称)

第 2 条 この協定の名称は「斑鳩町南服部自治会環境維持向上協定」とする。

(協定の区域)

第 3 条 この協定の区域は、南服部自治会の区域とする。

(協定事項)

第 4 条 協定区域内の住環境維持・景観形成に関する基準は、次のとおりとする。

1. 敷地面積は、165㎡以上とし、1区画1戸とする。
2. 個人専用住宅であること。
但し、個人専用住宅であっても次に掲げるような住宅は認めない。
イ. 反社会的と思われる組織に属する第三者が不自然に出入りするような住宅。
ロ. 敷地内で悪臭、騒音を発する業務（ブリーダー等）を行う住宅。
3. 建物は、2階建以下で、高さは10m以下であること。
4. 自動車を保有する場合は、必ず車庫を設置すること。

第 5 条 協定区域内の児童公園等の景観維持・整備に関する基準は次のとおりとする。

1. 児童公園・北公園・桜公園・花壇等の緑化整備および維持管理について環境担当副会長は草抜き、清掃、散水等の年間作業スケジュールを作成し、各会員は作業計画に従い分担して作業を行う。
その他必要に応じて植木などの剪定・害虫駆除等は専門業者に委託する。
2. 街路灯、案内板等の設置にあたっては、南服部自治会の住環境・景観形

成に配慮した落ち着いたものとし、できる限り意匠等の統一に努めることとする。

第 6 条 屋外広告物の設置に関する基準については次のとおりとする。

1. 屋外広告物は、自家用のもの以外は設置しない。
2. 自家用の屋外広告物についても、設置する場合には、南服部自治会の住環境・景観形成に配慮した落ち着いたものとする。

第 7 条 協定区域内の各会員においては、第 1 条の目的にある環境維持の一環として、協定区域の清掃等に取り組むこととする。

(協定の変更と廃止)

第 8 条 この協定の内容を変更、または廃止しようとするときは、南服部自治会総会の議決あるいは、自治会員の 3 分の 2 以上の署名同意によるものとする。

(協定の運営)

第 9 条 この協定の規定するもののほか、必要な事項または協定内容等に疑義が生じた場合には、南服部自治会において決定することとする。

平成 23 年 3 月 20 日